

# 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準の 改正骨子案について

～より質の高い幼児教育・保育の提供に向けて～

## 1 改正の背景

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」(注1)が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が予定されています。

この新制度において、幼児教育・保育制度の様々な改正が行われますが、そのうち「幼保連携型認定こども園」については、より質の高い幼児教育・保育の提供を行うことを目的として、認可幼稚園と認可保育所とで構成されていた従来の取扱いから、法令上、学校であるとともに児童福祉施設でもある単一の施設とする等の改正が行われます。

認定こども園の設備及び運営に関する基準(以下「設備・運営基準」といいます。)については、従来から、「国が定める基準」に基づき、各都道府県が条例(注2)で定めることとされていますが、新制度における新たな幼保連携型認定こども園に対応するため、「国が定める基準」が改正(注3)されたことから、各都道府県においては、条例で定める「設備・運営基準」の改正が必要となります。

## 2 設備・運営基準の改正の基本方針

国が定める基準には、「従うべき基準」(都道府県が条例で設備・運営基準を策定するにあたり、必ず適合させなければならない基準)と、「参酌すべき基準」(地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準)とに大別(注4)されるため、それぞれについて次のとおり対応することとします。

なお、国が定める基準について、現行基準と改正された基準との主な相違点については、(参考)に記載のとおりです。

(1)「従うべき基準」については、国が定める基準に従うこととします。

(2)「参酌すべき基準」については、次のとおり対応することにより、現行水準の維持を図ることとします。

① 現行の設備・運営基準において定めている本県独自の基準を引き継ぐこととします(詳細は「3 本県の独自基準」に記載のとおり)。

② 児童福祉施設に関する現行の設備・運営基準(注5)において定めている基準であって、(1)に定めのない基準のうち、保育所の基準(本県独自の基準を含む)を引き継ぐこととします。

これは現行の幼保連携型認定こども園が保育所の基準の適用も受けているためです。

また、幼保連携型認定こども園の設置を促進するため、新たな独自基準は設けないこととします。

なお、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関して国が定める基準について、幼保連携型認定こども園の基準と横並びにするために改正された参酌すべき基準については、同基準のとおり定めることとします(注6)。

### 3 本県の独自基準

	独自基準	国の基準
子育て支援事業 (注7)	国の基準に加え、二以上の事業を、週三日以上実施すること。	地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
自己評価・外部評価	教育・保育及び子育て支援事業の状況等の運営状況について、自己評価及び外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること。 保護者等の関係者による評価を行い、その結果の公表に努めること。	教育・保育及び子育て支援事業の状況等の運営状況について自己評価を行い、その結果を公表するものとする。 保護者等の関係者による評価や外部評価を行い、その結果の公表に努めること。

### 4 スケジュール

今回の募集による県民の皆様からのパブリックコメントも反映させ、9月県議会への条例案の提案に向けて準備を進めていきます。

#### ◆ (注1) 子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

- ◆（注２）国が定める基準に基づいて設備・運営基準を定めている県の条例  
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成１８年徳島県条例第８３号）

◆（注３）国が定める基準の改正

- ①幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の全部を改正する告示（今後、告示される予定）

◆（注４）国が定める基準の概要

区 分	基準の概要
学級の編成に関する基準	<p>（従うべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満３歳以上の園児について学級を編制</li> <li>・ １学級の園児数は３５人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則</li> </ul>
職員に関する基準	<p>（従うべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を１人以上必置</li> <li>・ 教育・保育の直接従事職員の配置 (満４歳以上児 30人:1人、満3歳以上満4歳未満児 20人:1人、満1歳以上満3歳未満児 6人:1人、満1歳未満児 3人:1人。ただし、常時2人以上)</li> <li>・ 調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要) 等</li> </ul>
設備に関する基準	<p>（従うべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園舎・園庭を必置、園舎は２階建以下を原則</li> <li>・ 保育室等は１階に設置を原則</li> <li>・ 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則</li> <li>・ 園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に係る部分に限る)を合算、園庭面積は、満３歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満２歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室(乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室)の面積は、保育所基準による面積以上</li> <li>・ 職員室、保健室、調理室、保育室等を必置 等</li> </ul>
運営に関する基準	<p>（従うべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・保育の期間及び時間については、教育週数３９週以上</li> <li>・ 教育時間４時間</li> <li>・ 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務(保育所基準による要件を満たす場合は外部購入も可)</li> <li>・ 差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒権限の濫用禁止、秘密保持の義務</li> </ul>

	<p>(参酌すべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・保育時間8時間</li> <li>・ 人格の尊重</li> <li>・ 職員の資質向上・研修機会の確保</li> <li>・ 苦情への対応</li> <li>・ 家庭との連絡・連携 等</li> </ul>
その他	<p>(従うべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができること</li> <li>・ 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること</li> <li>・ 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例 等</li> </ul>

◆（注5）児童福祉施設に関する設備・運営基準

児童福祉法第45条第1項の規定及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づき、「児童福祉法施行条例」（平成12年徳島県条例第19号）で定めています。

また、この条例で定めている基準のうち、認定こども園の設備・運営基準に引き継ぐ主な基準は、次表のとおりです。

（児童福祉施設に関する設備・運営基準のうち、認定こども園の設備・運営基準に引き継ぐ主な基準）

区 分	基準の概要
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施すること。</li> <li>・ 避難計画は施設の立地環境を考慮するとともに、定期的に関係者に周知するよう努めること。</li> </ul>
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育に関する計画の立案及び指導・助言を担当する職員の配置に努めること。</li> </ul>
健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康に関する情報の収集、整理及び活用を担当する職員の配置に努めること。</li> </ul>
地域との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用することができる。</li> </ul>

乳児室及びほふく室に関する基準	・ 1つの部屋において乳児室及びほふく室の運営を行う場合には、これらを適切な方法で区画し、乳幼児の安全に配慮すること。
保育環境の向上	・ 保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育時間の延長その他の適切な方法により保育環境の向上に努めること。
環境を大切にす 心の育成等	・ 乳幼児が自然と触れ合う機会を設けるとともに環境を大切にす 心の育成に努めること。
保護者への援助に おける個人情報保 護への配慮	・ 保護者に対して助言・援助等を行う場合には、個室等個人情報に配慮した適切な環境で行うよう努めること。
地域への子育て支 援	・ 地域住民に対し、教育・保育に関する情報を広く提供することにより、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めること。

◆（注6）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についての改正対象となる基準

国の新基準	県の新基準	県の現行基準
○教育・保育従事者 ・ 3歳児 概ね20人につき1人 ・ 4歳以上児 概ね30人につき1人 ※既認定施設に対する経過措置あり	同左	○保育従事者 ・ 3歳以上児(短時間利用児) 概ね35人につき1人 ・ 3歳児(長時間利用児) 概ね20人につき1人 ・ 4歳以上児(長時間利用児) 概ね30人につき1人
○調理室 自園調理の対象となる園児数が20人未満の場合は、調理室を備えなくても可。ただし、必要な調理設備を備えること。	同左	○調理室 自園調理の対象となる園児がいる場合は、調理室必置。

◆（注7）子育て支援事業

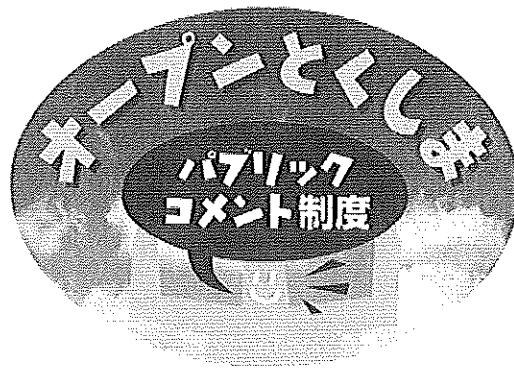
子育て支援事業は、次のものをいいます（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条）。

- ①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

◆（参考）国が定める新基準と現行基準との主な相違点

	国の新基準	国の現行基準
園長の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教諭免許及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業従事経験がある者</li> <li>・上記の者と同等の資質を有すると設置者が認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、保育、子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者</li> </ul>
教育・保育に従事する職員の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する者</li> </ul> <p>※経過措置あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満児の保育従事者：保育士資格を有する者</li> <li>・3歳以上児の保育従事者：幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有者が望ましいが、併有者をおけない場合はいずれか一方の取得者で可。ただし、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①学級担任 ：幼稚園免許取得者</li> <li>②長時間利用児の保育従事者 ：保育士資格取得者</li> </ul> </li> </ul>

職員の種類	・ 保育教諭	・ 保育従事者
職員配置	○教育・保育従事者 ・ 3歳児 概ね20人につき1人 ・ 4歳以上児 概ね30人につき1人	○保育従事者 ・ 3歳以上児（短時間利用児） 概ね35人につき1人 ・ 3歳児（長時間利用児） 概ね20人につき1人 ・ 4歳以上児（長時間利用児） 概ね30人につき1人
施設の位置	・ 園舎及び園庭は、同一敷地内又は隣接地に設置することを原則	・ 建物及び附属設備は、同一敷地内又は隣接地に設置することが望ましいが、設置できない場合は次の要件を満たせば可 ①教育・保育の適切な提供 ②移動時の安全確保
設備	・ 自園調理の対象となる園児数が20人未満の場合は、調理室を備えなくても可。ただし、必要な調理設備を備えること。	・ 自園調理の対象となる園児がいる場合は、調理室必置。
評価	・ 自己評価の実施・公表は必須 ・ 保護者等の関係者による評価の実施・公表を努力義務として新たに規定	・ 自己評価の実施・公表は努力義務
<p>〈同一又は実質的に同一の基準とされた主な項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○園舎、園庭の面積</li> <li>○学級編制、学級に配置する職員</li> <li>○設備の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必置：職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室等</li> <li>・ 努力義務：放送聴取設備、映写設備、水遊び場、図書室、会議室等</li> </ul> </li> <li>○避難用設備、防火用設備</li> <li>○園具、教具</li> <li>○食事の提供</li> <li>○子育て支援の取組</li> <li>○職員の資質向上のための研修の機会の確保</li> <li>○園児の人権の尊重、差別的取扱いの禁止、虐待行為等の禁止、秘密保持</li> </ul>		



## 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準の改正骨子案 ～より質の高い幼児教育・保育の提供に向けて～ について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、平成27年度からの本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」に向けて、県条例で定めている、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について、改正案の検討を進めているところです。

このたび、徳島県としての条例案の「骨子案」をとりまとめました。

つきましては、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えておりますので、ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

平成26年7月16日（水）～平成26年8月14日（木）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名、住所及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

#### ①ホームページからの投稿の場合

[http://www.pref.tokushima.jp/public\\_comment/](http://www.pref.tokushima.jp/public_comment/)

#### ②郵送の場合

〒770-8570（住所記入不要）徳島県 評価検査課あて

#### ③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2756 徳島県 評価検査課あて

#### ④持参の場合

徳島県庁2階 評価検査課まで

（土・日・祝日を除く8時30分～17時15分）

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県こども未来・青少年課 幼保連携担当 ☎088-621-2201

（提出方法について）徳島県 評価検査課 県政評価担当 ☎088-621-2720

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用下さい。

〒770-8570

徳島県 評価検査課 行  
（パブリックコメント）